

事務連絡
令和2年3月26日

各検疫所 御中

健康局結核感染症課

医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室

新型コロナウイルス感染症発生国からの検疫対応について
(東南アジア等の追加)

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症発生国からの検疫対応について」（令和2年3月25日付け事務連絡、以下「3月25日付け事務連絡」という。）により、検疫対応をお願いしているところです。

引き続き、3月25日付け事務連絡による対応に加え、今般、新型コロナウイルス感染症の感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の抜本的強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、当面の間、新型コロナウイルス感染症対策本部（第23回）（令和2年3月26日）資料2. 検疫の強化のとおり一部地域を追加して対応することとなりましたので、令和2年3月28日午前0時（日本時間）より下記のとおり対応をお願いいたします。

記

1. 中華人民共和国、大韓民国、東南アジア7か国^{※1}、ヨーロッパ諸国^{※2}、イスラエル、イラン、カタール、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、及び米国全域から来航する航空機又は船舶に搭乗又は乗船していた者については、検疫法第34条の規定に基づく政令（令和2年政令第28号）において準用する同法第14条第1項第1号に規定する隔離又は同項第2号に規定する停留を必要なものに行う。

※1 インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア

※2 シェンゲン協定加盟国（アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、

ルクセンブルク)、アイルランド、アンドラ、英国、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ、ルーマニアの全域

2. 中華人民共和国、大韓民国、東南アジア7か国、ヨーロッパ諸国、イスラエル、イラン、カタール、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国及び米国全域から来航する航空機又は船舶に搭乗又は乗船していた者については、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請すること。
3. 2. の要請は、健康カードにより行い、以下の確認等を行うこと。
 - ア) 健康カードの滞在先について記載があり、質問票の滞在先と相違ないことを確認し、右下のチェック欄に署名を行うこと。
 - イ) 質問票の表面右下にある滞在先について、自宅、その他(宿泊施設等)であるかのチェックを確認し、検疫所長が指定する場所^{※1}において14日間待機し、公共交通機関^{※2}を使用しないこと及び公共交通機関を使用しないことを要請すること。
また、宿泊先が決まっていない者については、宿泊施設を確保するよう促すこと。

※1 公共交通機関を使用しないことを前提として、国内に居所がある者は待機場所を自宅にすることができる。また、ホテルを予約している者も同様の扱いとすることができる。

※2 公共交通機関とは、不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、航空機(国内線)等
4. 中華人民共和国、大韓民国、東南アジア7か国、ヨーロッパ諸国、イスラエル、イラン、カタール、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国及び米国全域を14日間以内に出発して、第三国を経由して到着する者については、ポスターによる呼びかけ等により、自己申告を促し、滞在歴が確認できた者については、質問票を徴収し、2. 3. と同様に対応すること。

検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて(別紙)

新型コロナウイルス感染症対策本部(第23回)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020326.pdf

水際対策の抜本的強化に関するQ&A(令和2年3月24日時点版)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19_qa_kanren_kigyoku_00001.html

以上